



だれにもやさしく 快適なまちづくり



～心のバリアを取り除こう!!～



最近、建物や駅、道路など、多くの人々が集まる場所でエレベーターが設置され、段差の改善された道路が整備されるなど施設のバリアフリー化が進められています。しかし、せっかく施設が整備されていても、その効果を十分に発揮できないことがあります。



車いす用の駐車区画に停めていませんか？



車いす使用者用駐車区画

(しま模様の部分は車いすでの乗降の際に必要なスペース)

公共施設や店舗等の駐車場を利用するとき、車いすのマークがついている駐車区画を見ることがあると思います。これは、車いすの方はドアを全開にしないと自動車への乗降が困難であることから、幅を広くとって設置しているものです。

せっかく設けたこの区画ですが、身体に不自由のない方が駐車しているため、車いすの方が困っているケースがあります。

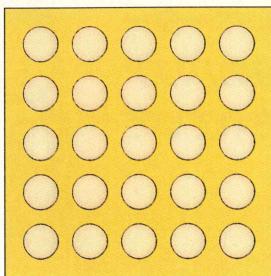
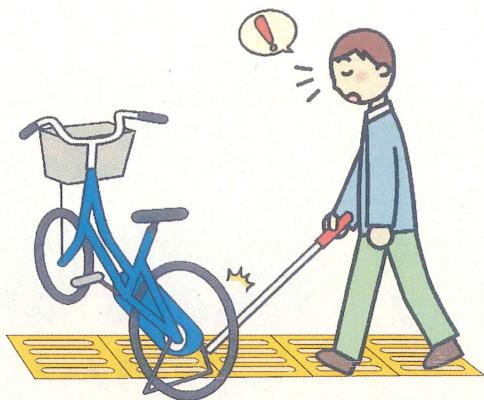
本当に必要としている方がいつでも利用できるように、県民の皆さん一人ひとりにご理解いただき、必要のない方は停めないように、ご協力お願いします!!

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例では、車いす使用者用駐車区画を次のように定めています。

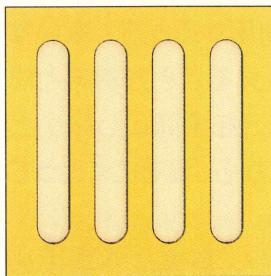
- 1, 幅を3.5m以上にする
- 2, 車いすマークを付ける
- 3, 駐車場内での移動のし易さから、施設の出入口にできるだけ近いところに設置する



視覚障害者誘導用ブロック (点字ブロック)の上に 自転車を停めたり、 物を置いたりしてませんか?



「止まれ」の点状ブロック
(警告ブロック)



「進め」の線状ブロック
(誘導ブロック)

歩道や駅のホームなどで、黄色い色の点状や線状のブロックが見られます。これは、視覚に障害のある方たちが歩道等を安心して歩くことができるよう設置しているものです。点字ブロックは形によって意味が異なり、点状のものは、危険地帯との境目を示し、駅のホームや交差点や階段付近などに、線状のものは、その上を足か白杖でたどることができる示し、歩道や建物の中などに設置されています。

この点字ブロックの上に自転車やバイクなどが停まっていたり、物が置かれていることがあります。これは大変危険であり、視覚に障害のある方が、ぶつかって怪我をすることがあります。

視覚に障害のある方が、安全に街中を歩くことができるよう、点字ブロックの上に物を置いたり、ふさいだりしないようにして下さい。



自転車でふさがれた視覚障害者誘導ブロック

あなたの心にバリアはありませんか?

だれもが住みよいバリアフリーの街づくりを推進するためには、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」で定められている、建築物を建築する際の整備基準を守るだけでなく、県民の皆さん一人ひとりがお互いに理解し、助け合うこと、心のバリアを取り除くことが大切です。皆さんのちょっとした心づかいがバリアフリーの街づくりの実現には欠かせません!!ご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ

神奈川県 保健福祉局 福祉部 地域福祉課 調整グループ
電話 045-210-4804 FAX 045-210-8857



ともしひ運動